

(設置)

第1条 図書委員会の下に、人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「研究倫理委員会〈倫理委〉」という）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 研究倫理委員会は、國學院大學栃木短期大学における人を対象とする研究倫理指針（以下「指針」という）第7条および第8条に基づき、研究の実施計画および出版公表計画等（以下「研究計画等」という）の実施の適否その他の事項について審査を行う。

(委員会の構成)

第3条 倫理委は、次の委員をもって構成する。

- (1) 委員長
  - (2) 図書委員会委員1～2名
  - (3) 学科長
  - (4) その他、必要な場合は学内外の審査関連領域の有識者若干名
2. 前項第2号および第4号に掲げる委員は、委員長が任命する。
  3. 委員の任期は原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 倫理委に委員長をおく。委員長は図書委員会の副委員長とする。

2. 委員長は、倫理委を招集し、その議長となるとともに倫理委を統括する。

(成立および議決要件)

第5条 倫理委は、委員の過半数が出席することをもって成立し、審査の判定は出席委員の3分の2以上の合意をもって決する。

2. 委員は、自らが研究代表者、共同研究者および研究協力者となる研究に係る審査に加わることができない。
3. 倫理委は、必要に応じて委員以外の者から審査のための意見等を聴取することができる。

(審査の手続き等)

第6条 研究計画等の審査を希望する研究者（以下「申請者」という）は、所定の「研究倫理審査申請書」を事前に委員長に提出する。

2. 倫理委は、必要に応じて申請者に出席を求め、申請内容等の説明を聴取することができる。ただし、申請者は審査の議論に参加することはできない。

(審査の判定)

第7条 審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 保留（継続審査）

- (4) 不承認
- (5) 非該当（差戻し）

（審査手続きの省略）

第8条 委員長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、迅速な審査を行うため審査手続きを簡略化することができる。

- (1) 研究計画等の軽微な変更に係る審査
  - (2) すでに倫理委において承認されている研究計画等に準じた研究計画等に係る審査
  - (3) 研究対象者に対して最小限の危険（日常生活で被る身体的、心理的または社会的被害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のもをいう）を超える危険を含まない研究計画等に係る審査
2. 前項各号の審査は、委員長があらかじめ指名した委員1～2名が書面により行い、その判定は両名の合意により決する。
3. 前項に規定する審査の結果は、当該審査を行った委員を除くすべての委員に報告する。
4. 本条第2項に規定する審査の結果が、前条第1号に規定する「承認」以外の場合、前項の報告を受けた委員は、委員長に対し理由を付した上で再審査を求めることができる。この場合において、委員長は速やかに委員会を開催し、当該事項について審査を行う。

（審査の結果）

第9条 委員長は、審査の結果を速やかに申請者に通知するとともに、倫理委に報告する。

- 2. 委員長は、倫理委の請求があった場合には倫理審査状況の報告を行わなければならない。
- 3. 研究者および研究対象者等は、決定内容に疑義があるときは、倫理委に説明を求めることができる。

（再審査）

第10条 審査の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、審査結果を受けてから30日以内に倫理委に再審査の申請をすることができる。

（研究遂行中の審査）

第11条 倫理委が第7条第1号または第2号の判定を行った研究計画等について、申請者が変更をしようとする場合は、その変更について倫理委の承認を得なければならない。

- 2. 研究開始時に審査を経していない研究等について、研究遂行中に研究者が希望する場合は、審査の申請を受け付ける。

（実施状況の報告および実地調査）

第12条 倫理委は、研究等について必要があると判断したときは、申請者に対し実施状況を報告させることができる。

2. 倫理委は、研究等が研究計画等に沿って適切に行われているかを随時実地調査することができる。

(研究等の変更または中止の勧告)

第 13 条 委員長は、研究遂行中に倫理委が研究計画等の変更または中止の意見を述べた場合には、その意見を踏まえて研究等の変更または中止を勧告する。

(議事要旨等の公開)

第 14 条 倫理委の議事要旨(研究課題名、申請者、研究期間および審査の結果等を含む)、倫理委の構成ならびに委員の氏名および所属等を公開する。ただし、研究対象者等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護または競争上の地位の保全に支障が生じるおそれのある部分は、倫理委の決定により非公開とすることができる。

(記録の保存)

第 15 条 倫理委の審査に関する記録の保存期間は、法令上別段の定めがある場合を除き、5年間とする。

2. 保存期間を経過した記録でさらに保存が必要と各委員会が認める記録は、5年以内の範囲で保存期間を延長することができる。
3. 保存期間の起算日は、研究の終了または中止の日の翌日からとする。

(守秘義務)

第 16 条 委員は、申請書類などに表れた研究対象者に関する情報や広義の知的財産となる可能性のある方法など、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、倫理委の議を経て、図書委員会が行う。

付則

この規程は、2017年4月1日から施行する。